

「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」 答申のとりまとめについて

平成 18 年 1 月
環境省地球環境局

標記について、近く検討結果がとりまとめられ、答申される運びとなりましたので、その概要について報告します。

1. 経緯

昨年 8 月より、環境省と経済産業省とが共同事務局となった、中央環境審議会フロン類等対策小委員会、産業構造審議会フロン回収・破壊ワーキンググループの合同会議で、オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収を徹底するための制度面の見直しを中心に検討。

2. 今後の予定

答申を受け、環境省では経済産業省とともに、法的枠組みについて、検討を進め、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正法案をとりまとめ、本通常国会に提出したいと考えております。

今後とも御指導御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

(スケジュール案)

- 1 月 25 日 合同会議報告書とりまとめ
- 1 月 31 日 中央環境審議会答申
- 3 月上旬 改正法案閣議決定

「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」 (答申)の概要

1. 検討の背景

業務用冷凍空調機器（ビル空調、食品のショーケースや大型冷凍・冷蔵庫、冷凍倉庫など）からの冷媒フロン類の回収は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づいて行われているが、回収率は3割程度にとどまっている。

昨年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率を2008年度からの5年間平均で60%とすることなどが設定された。

このような状況を受け、市中に存在しているフロン類の大気中への排出を抑制するための対策、特に、業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の機器整備時及び機器廃棄時の回収を徹底するための対策について審議を行った。

2. 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収について

(1) 機器の廃棄時におけるフロン類の回収

廃棄者から回収業者へのフロン類の引渡しを徹底するために以下の措置を導入する必要がある。

- ・フロン類引渡しを書面で補足し、管理する制度を導入する。
- ・都道府県知事による指導等の権限を拡充する。 等

(2) 機器の整備時におけるフロン類の回収

機器の整備時についてもフロン類回収義務を明確化する。

3. その他の対策

建材用断熱材、ダストブロワーのノンフロン化を一層促進
フロン回収に係る地域の協議会の活性化等を通じた啓発事業の実施
途上国におけるフロン対策への支援 等

4. 今後のフロン管理の在り方について

消火設備メーカー等を中心とした管理のもとで、大気への排出抑制を徹底する。